

(経済産業省と同時公表)

平成24年5月9日

消費生活用製品のリコール情報の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、リコール情報を以下のとおり公表します。

株式会社コンポジットが輸入した電気ストーブ（オイルヒーター）において、当該製品から出火する重大製品事故が発生しました。

当該製品の事故原因は、現在、調査中ですが、当該製品の本体側コードと電源コードを接続する端子台の圧着端子部分のカシメ不良により接触不良が生じて火花が発生し、出火に至ったものと考えられます。

このため、同社では事故の再発防止を図るため、本日、ホームページへ情報掲載するとともに、購入者への通知を行い、対象製品について無償点検・修理を実施します。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成24年2月14日に「ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故」として公表（管理番号A201100965）していたものです。

消費者庁として、当該製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、事業者の行う無償点検・修理を受けるよう呼びかけます。

(1) 株式会社コンポジットが輸入した電気ストーブ（オイルヒーター）について
（管理番号A201100965）

① 事故事象について

株式会社コンポジットが輸入した電気ストーブ（オイルヒーター）を使用中、当該製品から火花が生じ、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、上記のとおりです。

同種事故として、本件事故以外に重大製品事故（火災）及び非重大の事故（非火災）は発生しておりません。また、本件について人的被害は生じておりません。

② 再発防止策について

同社は、対象製品（下記③）について、本日、ホームページへ情報掲載するとともに、購入者への通知を行い、対象製品について無償点検・修理を実施します。

③ 対象製品等：機種・型式、販売期間、改修対象台数

機種・型式	販売期間	改修対象台数
HYT-029FT	平成20年1月～平成22年2月	7,650台
合計		7,650台

※全て通信販売によるものです。

対象製品の外観



④事業者の対応

無償点検・修理を実施します。

⑤事業者の告知

- ・ホームページへの情報掲載 平成24年5月9日（水）
- ・購入者への通知 平成24年5月9日（水）から随時

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、速やかに下記問合せ先まで連絡して、無償点検・修理を受けてください。

(株式会社コンポジットの問合せ先)

電話番号：0120-29-0770

受付時間：9時30分～17時30分（土・日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://www.composite8.com/oilheater/recall/>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担当：中嶋、川船^{かわふね}

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、古田、長沼 電話：03-3501-1707（直通）

■当該リコールにおける消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100965	平成24年1月21日	平成24年2月10日	電気ストーブ(オイルヒーター)	HYT-029FT	株式会社コンポジット (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から火花が生じ、当該製品を焼損する火災が発生した。事故原因は、現在、調査中であるが、当該製品の本体側コードと電源コードを接続する端子台の圧着端子部分のカシメ不良により接触不良が生じて火花が発生し、火災に至ったものと考えられる。	東京都	2月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの5月9日からリコールを実施(特記事項を参照)

電気ストーブ（オイルヒーター）（管理番号：A201100965）

